

**答 申 書**  
(答申第414号)  
令和8年(2026年)1月26日

---

**1 審査会の結論**

北海道警察本部長が、警衛・警護通信について、その一部を不開示としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨**

別紙2のとおり(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「選挙の街頭演説時の警備活動の在り方に関し、2022年3月以降に警察本部から各方面本部、あるいは各警察署宛に出された通達、事務連絡などの通知一切(全警察署宛に同じ文書を発出している場合は、札幌中央警察署宛の文書のみの開示で結構です)。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、別紙1の1に掲げる文書を対象公文書として特定し、このうち、別紙1の2の各表の「開示しない部分」欄に掲げる情報が、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第2項第2号に規定する不開示情報(以下「2項2号情報」という。)又は同項第3号に規定する不開示情報(以下「2項3号情報」という。)に該当するとして、令和6年10月28日付け道本公2(庶)第52号で公文書一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、本件処分のうち、別紙1の1(4)に掲げる文書(以下「本件公文書」という。)の別紙1の2(4)の表の「開示しない部分」欄に掲げる情報(警察職員の印影を除く。以下「本件不開示部分」という。)に係る部分を取消すとの裁決を求めていることから、以下、当該部分に係る処分の妥当性について検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人は、本件不開示部分について、おおむね次のとおり主張する。

(ア) 一部開示された本件公文書の体裁からすると、本件公文書には街頭演説会場等での聴衆に対する声掛けや制止の在り方が記されているとみられる。そして、作成日時をも踏まえると、「道警ヤジ排除訴訟」を巡り、実施機関の対応が聴衆の「表現の自由」を違法に侵害したと認定した札幌高裁判決が確定したことを受けたものとみられる。実施機関が本件公文書で示しているのが確定判決を踏まえた一般的な対処要領であるならば、それを明らかにしたところで「テロ勢力に有力な情報を与える」ことにはなり得ない。一連の訴訟を巡る報道によっても、一般常識からしても、街頭演説会場での警備活動に際し、警察に政治的中立性や市民の政治的表現の自由への配慮が求められることは自明だからである。強制権限をもって職務に当たる実施機関にとって、対応要領を明らかにした上で適切に業務を行うことは十分に可能だし、確定判決の指摘を実施機関がどのように実務に反映しているかを明らかにすることは、「道民による行政参加と監視の観点」(条例前文)からも非常に重要である。

(イ) 同判決が違法と認定した実施機関の排除行為によって、市民には「街頭演説会場で政治的意見を叫ぶと、警察に排除されるかもしれない」という萎縮が生じている。同判決の確定後も、実施機関は何ら市民に具体的な説明をしておらず、萎縮は解消されていない。実施機関自らが違法行為によって作りだした市民の萎縮を取り除き、健全な民主主義を回復するため

にも、開示の必要性は高いといえる。

イ 実施機関は、本件不開示部分について、おおむね次のとおり主張する。

(ア) 本件公文書は、令和6年9月12日に自由民主党総裁選挙が告示されるなど昨今の選挙情勢に伴い、警護対象者による不特定多数の聴衆が来場する街頭演説等の活発化が想定されたため、北海道警察が行う選挙に伴う警護に万全を期すため、街頭演説会場等で発生が予想される個別の事象への対応要領について、警護を所管する北海道警察本部警備部各課や、各方面本部警備課及び北海道内の各警察署警備課（係）に周知徹底することを目的として、北海道警察本部警備部公安第二課が作成した執務資料である。

(イ) 本件不開示部分には、特に、警護の現場において対応に苦慮するような事例の一つを選定した具体的な対応要領が記載されており、この情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に警護の具体的な手法等の有意な情報を与えることとなり、これに応じた対抗措置を講じられるおそれがある。

この情報は、2項2号情報のウとして例示されている「犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報」に該当する情報であって、開示することにより、将来における警護に支障が生ずるおそれがあると判断したものである。

(ウ) 過去には、選挙期間中に候補者や関係者が襲撃される事件が発生しており、近年においても、令和4年の安倍元総理銃撃事件や令和5年の岸田前総理に対する爆発物使用襲撃事件という手製の銃器・爆発物を使用した重大な事案が発生するなど、新たな脅威が生じている厳しい警護情勢にある中で、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた対抗措置を講じることが可能となり、不法行為の実行を容易ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。

(エ) 以上のほか請求人は、「道民による行政参加と監視の観点」や「健全な民主主義の回復」などを理由に本件不開示部分の取消しを求めており、これらの主張は、前述した2項2号情報の該当性を否定し得るものとは認められない。

ウ 以下、本件不開示部分に係る本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

(ア) 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第7条第1項の規定に基づき本件公文書を見分したところ、本件不開示部分には、街頭演説会場等で発生が予想される個別の事象の態様例並びにそれぞれの態様例に対する具体的な判断基準及び対応要領が記載されていることが認められた。

(イ) 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の不開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報の5つの類型を例示している。

その趣旨としては、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会及び警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるとされている。

なお、同号を適用し不開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要であると解される。

(ウ) 実施機関は、当審査会に対して、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、次のとおり説明した。

まず、本件不開示部分の上段には、警護の現場において対応に苦慮するような言動の一例が記載されている。この情報を開示すると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力が、

監視の対象とならないように秘匿行動する、又はあえて監視の対象となるよう陽動し、警察官の注意を引いて間隙を突こうとするなどのおそれが生じる。

次に、本件不開示部分の中段には、警護警備上注意を要する動向を確認した場合に有形力を行使するか否かの判断基準が記載されている。この情報を開示すると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に対し、有形力を行使されない範囲を推認され、当該勢力が有形力を行使されない範囲から銃器等で警護対象者を攻撃する、又はあえて有形力を行使させる行動をとって陽動し、周囲の警察官を集中させて間隙を突こうとするなどのおそれが生じる。

最後に、本件不開示部分の下段には、警護警備上有形力を行使する必要があると判断した人物に対する具体的な有形力の行使内容が記載されている。この情報を開示すると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力が、警察官の具体的な対応を想定した訓練を行い、又は武器等を準備して突破を図るなどのおそれが生じる。

(エ) 以上のとおり、これらの情報を開示すると、警護対象者への攻撃などテロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に対し、警護の具体的な手法等の有意な情報を与えることとなり、これに応じた対抗措置を講じられることで、犯罪の実行を容易ならしめるおそれがあり、また、これらの情報は、2項2号情報のウとして例示されている「犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報」に該当する情報であって、開示することにより、将来における警護に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的なものであると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

#### (4) 公益上の必要による開示について

請求人は、「道民による行政参加と監視の観点」から、あるいは健全な民主主義を回復するため、本件不開示部分について開示の必要性が高い旨主張しており、公益上の必要による開示を求めているものと解される。

この点、条例第11条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、不開示情報が記載されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする旨を規定している。しかしながら、本件不開示部分を開示することが、人の生命、身体、健康又は生活を保護するため必要であるとは認められないことから、同条は該当しない。

なお、一般論として、「道民による行政参加と監視の観点」及び健全な民主主義の実現の必要性は否定できないものの、上記において不開示とすることが妥当であるとした部分について、実施機関の判断に優先する公益上の必要性があるとまでは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和 7 年 2 月 20 日	<input type="radio"/> 濟問書の受理（濟問番号 726） <input type="radio"/> 実施機関から関係書類（①濟問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦弁明書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和 7 年 8 月 26 日	<input type="radio"/> 本件濟問事案の審議を第二部会に付託
令和 7 年 10 月 22 日 (第二部会)	<input type="radio"/> 実施機関から本件処分の理由等を聴取 <input type="radio"/> 審議
令和 7 年 12 月 10 日 (第二部会)	<input type="radio"/> 答申案骨子審議
令和 8 年 1 月 26 日 (第 127 回全体会)	<input type="radio"/> 答申案審議
令和 8 年 1 月 26 日	<input type="radio"/> 答申

## 別紙1

### 1 対象公文書

- (1) 選挙警護における留意事項について（通達）（令和6年8月30日付け道本公2（警）第250号）
- (2) 警衛・警護通信（令和6年9月6日付け道本公2（警）第264号）
- (3) 執務資料（質疑応答集）の送付について（通知）（令和6年9月9日付け道本公2第1672号）
- (4) 警衛・警護通信（令和6年9月13日付け道本公2（警）第291号）

### 2 本件処分における開示しない部分及び開示しない理由

- (2) 警衛・警護通信（令和6年9月6日付け道本公2（警）第264号）

開示しない部分	開示しない理由	適用条項
警察職員の印影	<p>警察職員が従事する職務の特殊性から、開示することにより、捜査対象者や警察を敵視する個人、団体等から、家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該警察職員やその家族の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがあると認められるため。</p> <p>また、犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する警察職員の氏名が記録されており、これが明らかになると、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。</p>	条例第10条第2項第3号（人の生命、身体、財産等の保護に関する情報）に該当  条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当
「□ 選挙情勢」の記載事項の一部	警護訓練の手法、技術又は体制に関する情報が記載されており、この情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当

- (3) 執務資料（質疑応答集）の送付について（通知）（令和6年9月9日付け道本公2第1672号）

開示しない部分	開示しない理由	適用条項
ア 別添の目次のうち、以下の記載事項の一部 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「2 警護計画の基準との関係」の問5、問6、問7、問8及び問11</li><li>・ 「3 交通規制（通行止め）の具体的要領の問3</li></ul>	警護現場における交通規制の具体的な実施要領が記載されており、この情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当
イ 別添の本文のうち、以下の記載事項の一部 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「1 警護と交通規制」の問2、問4及び問6</li><li>・ 「2 警護計画の基準との関係」の問1、問4及び問6</li><li>・ 「2 警護計画の基準との関係」の問1、問2、問3、問5、問6、問7、問8及び問11</li><li>・ 「3 交通規制（通行止め）の具体的要領」の問1、問2、問3、問4、問5、問6、問7、問8、問9</li></ul>	警護現場における交通規制の具体的な実施要領が記載されており、この情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当

(4) 警衛・警護通信（令和6年9月13日付け道本公2（警）第291号）

開示しない部分	開示しない理由	適用条項
警察職員の印影	<p>警察職員が従事する職務の特殊性から、開示することにより、捜査対象者や警察を敵視する個人、団体等から、家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該警察職員やその家族の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがあると認められるため。</p> <p>また、犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する警察職員の氏名が記録されており、これが明らかになると、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。</p>	<p>条例第10条第2項第3号（人の生命、身体、財産等の保護に関する情報）に該当</p> <p>条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当</p>
「□ ○○○への対応（街頭演説会場等）」の記載事項の一部	警護現場における交通規制の具体的な実施要領が記載されており、この情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当